

第2回 市川三郷町・富士川町 新病院設置協議会

日 時 平成24年1月30日（月）

午後7時～

場 所 富士川町役場 1階 会議室

國文雜誌

第四卷 第三期
全編內容豐富 延聘名師
在雜誌中 延聘名師

(1) 國文雜誌 第四卷 第三期

第四卷

第四卷

第四卷

第四卷 第四期 第四卷 第四期

第四卷

(案)

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会専門部会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会規約（以下「規約」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会（以下「協議会」という。）専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 専門部会に、次の組織を置く。

- (1) 一部事務組合設置部会
- (2) 医療機能部会
- (3) 総務管理部会

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は必要に応じて、専門部会を別に置くことができる。

(所掌事項)

第 3 条 専門部会は、協議会の会議へ付すべき事項について、専門的に協議又は調整をする。

(委員)

第 4 条 専門部会の委員（以下「委員」という。）は、前条に規定する所掌事務を行うため、会長が協議会の委員から指名する。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第 6 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の開催場所及び日時を会議に付議すべき事項とともにあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第 7 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 専門部会は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、

公開しないことができる。

5 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決し、議事を進める。

6 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(分科会)

第8条 専門部会は、専門的な事項について協議及び協議会等の資料を作成するため、必要に応じて市川三郷町・富士川町新病院設置協議会分科会を設置することができる。

2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第9条 報酬及び費用弁償については、協議会委員等の費用弁償等に関する規程の規定を準用する。

(傍聴)

第10条 会議は傍聴することができる。

2 前項の規定による傍聴は、協議会傍聴規程の規定を準用する。

(報告)

第11条 部会長は専門部会における協議又は調整の経過及び結果について協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第12条 専門部会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月30日から施行する。

(案)

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会幹事会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会規約（以下「規約」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会（以下「協議会」という。）幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、協議会及び専門部会の会議へ付すべき事項について、協議又は調整する。

2 前項に掲げるもののほか、新病院の設置に関し必要な事項について、協議又は調整する。

(幹事)

第 3 条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第 4 条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第 5 条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて召集する。

(会議の運営)

第 6 条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第 7 条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。

別表（第3条関係）

市川三郷町	富士川町
総務課長	総務課長
企画課長	企画課長
財政課長	財政課長
いきいき健康課長	福祉保健課長

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会 ★各部会員名簿★

【任意協議会・委員（24名）】

(順不同・敬称略)

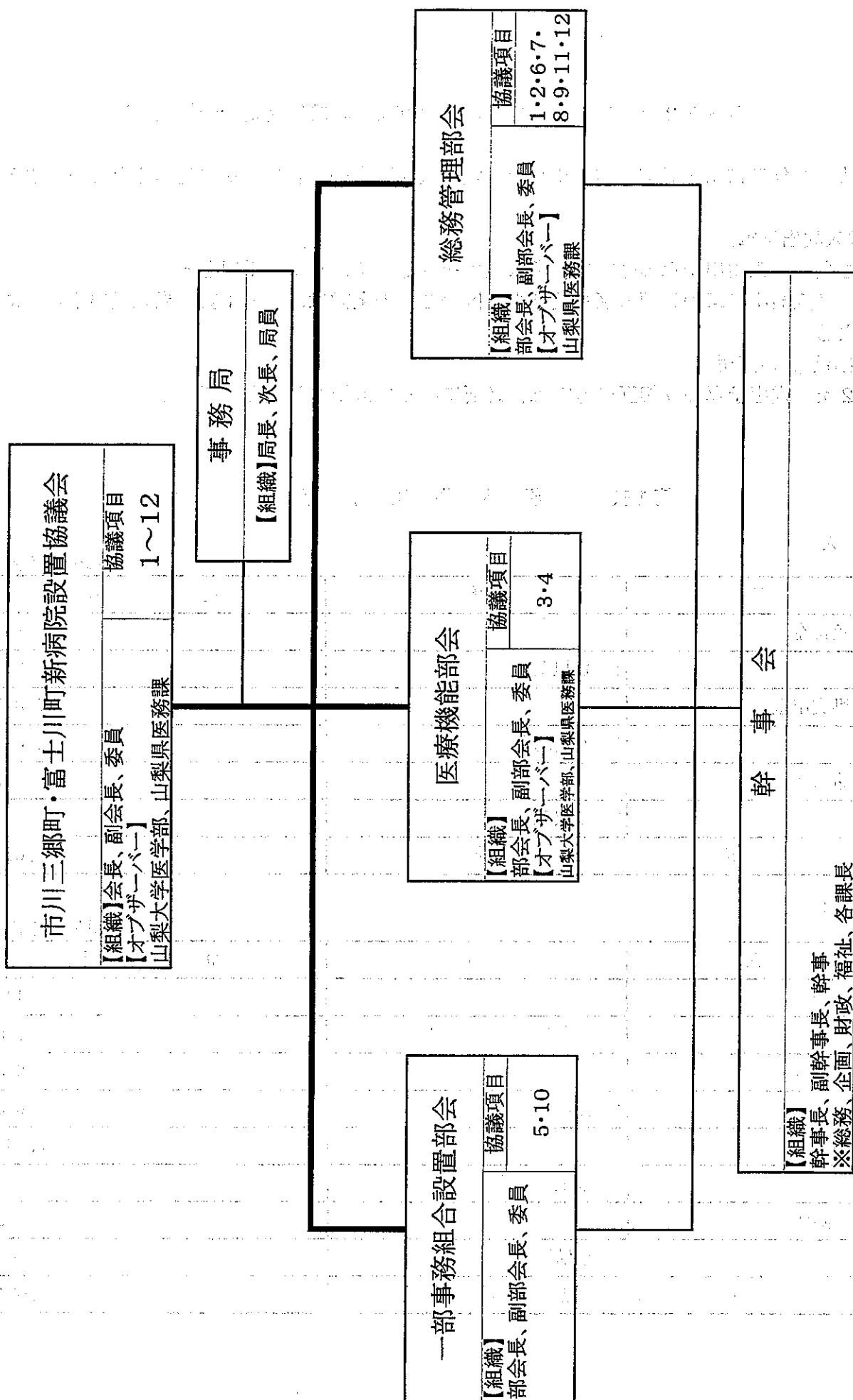
No	選出	氏 名	役 職 名	医療機能部会	総務管理部会	一部事務組合設置部会
1	市川三郷町	久 保 眞 一	町 長	○	○	○
2		松 野 清 貴	議 長		○	○
3		秋 山 詔 樹	議会・地域医療を守る特別委員長	○		○
4		内 田 利 明	議会・厚生常任委員長	○		
5		村 松 武 人	議会選出		○	○
6		溝 部 政 史	西八代郡医師会・会長	○		
7		河 西 常 元	学識経験者	○		
8		石 原 一 元	学識経験者		○	
9		有 泉 志 づ 子	学識経験者	○		
10	富士川町	志 村 学	町 長	○	○	○
11		望 月 邦 彦	議 長		○	○
12		斉 藤 正 行	議会・地域医療を守る特別委員長	○		○
13		秋 山 貢	議会・教育厚生常任委員長	○		
14		市 川 淳 子	議会選出		○	○
15		小 野 正 貴	南巨摩郡医師会・会長	○		
16		芦 沢 武 美	学識経験者	○		
17		青 木 茂	学識経験者	○		
18			堀 内 春 美	学識経験者		○
19	3病院関係	河 野 哲 夫	市川三郷町立病院・病院長	○		
20		中 島 育 昌	鯉沢病院・病院長	○		
21		小 川 伸一郎	峡南病院・病院長	○		
22		久 保 欣 史	市川三郷町立病院・事務長		○	
23		大 間 辰 雄	鯉沢病院・事務局長		○	
24		中 村 隆 弘	峡南病院・事務長		○	
小 計				15名	11名	8名
	オブザーバー	佐 藤 弥	山梨大学医学部附属病院・副病院長	○		
		吉 原 美 幸	山梨県福祉保健部・医務課長	○	○	

協 議 項 目 (案)

【協議項目】

部	協 議 項 目	内 容
総	1 新病院の開設日	地域医療再生計画の期限を踏まえ、新病院の開設日を協議する。
総	2 新病院の名称	新病院に相応しい名称について協議する。
医	3 新病院の規模及び医療提供体制、運営形態	峡南北部地域に相応しい新病院の規模及び医療提供体制、運営形態(一部事務組合、地方独立行政法人、指定管理者等)について協議する。
医	4 新病院の組織及び機構	新病院の効率的な運営につながる組織や機構を協議する。
一	5 新病院の法令	新病院の条例・規則、定款を協議する。
総	6 3病院の資産と債務	3病院が所有する資産、債務について協議する。
総	7 地方公共団体の経費負担	新病院の運営に必要な経費の負担割合を協議する。
総	8 職員の取扱い	新病院の職員に対する処遇について協議する。
総	9 介護老人保健施設の取扱い	新病院による介護老人保健施設の運営について協議する。
一	10 新病院の設置母体となる一部事務組合	新病院の設置母体となる一部事務組合の設置について協議する。
総	11 地域医療機能推進機構調査	地域医療機能推進機構について調査する。
総	12 社会保険鯉沢病院の取得	社会保険鯉沢病院の取得方法等について協議する。

★市川三郷町・富士川町新病院設置協議会組織図



平成23年度市川三郷町・富士川町新病院設置協議会予算（案）

平成23年度市川三郷町・富士川町新病院設置協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,674千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 負担金		854
	1 負担金	854
2 県支出金		6,819
	1 県補助金	6,819
3 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		7,674

歳出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		1,145
	1 事務局費	1,145
2 会議費		1,093
	1 会議費	1,093
3 事業費		5,336
	1 事業推進費	5,336
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		7,674

歳入歳出事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 負担金	854	0	854
2 県支出金	6,819	0	6,819
3 諸収入	1	0	1
歳入合計	7,674	0	7,674

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国 県 支出金	その他	
1 総務費	1,145	0	1,145	727	417	1
2 会議費	1,093	0	1,093	1,092	1	0
3 事業費	5,336	0	5,336	5,000	336	0
4 予備費	100	0	100	0	100	0
歳出合計	7,674	0	7,674	6,819	854	1

2 歳入

(単位：千円)

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	854	0	854	1 協議会町 負担金	854	町負担金 427,000円×2町

(款) 2 県支出金 (項) 1 県補助金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事業費県補 助金	6,819	0	6,819	1 地域医療 連携調査検討 費補助金	6,819	峡南北部地域医療連携推進調 査検討費補助金

(款) 3 諸収入 (項) 1 諸収入

	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子見込額

3 歳出

(単位: 千円)

(款) 1 総務費

(項) 1 事務局費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務局費	1,145	0	1,145	3 職員手当等	360	時間外勤務手当
				8 報償費	20	研修の折
				9 旅費	31	普通旅費
				11 需用費	162	消耗品費 50
						燃料費 62
						食糧費 10
						光熱水費 20
						修繕料 20
				12 役務費	114	通信運搬費 60 手数料 54
				14 使用料及 び賃借料	408	公用車リース料 145
						事務機器使用料 63
						コピー使用料 150
				18 備品購入費	50	通行料・駐車料 50
						事務用備品

(款) 2 会議費

(項) 1 会議費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 協議会費	1,093	0	1,093	1 報 酬	332	協議会委員報酬
				8 報償費	70	研修会の折 10
						講演会の折 60
				9 旅費	82	費用弁償 29
						特別旅費 53
				11 需用費	238	消耗品 198
						燃料費 20
						食糧費 20
				12 役務費	16	通信運搬費
				14 使用料及 び賃借料	355	有料道路、駐車場代 50
						講演会の折会場使用料 80
						広報折込チラシ印刷 用印刷機使用料 225

(款) 3 事業費

(項) 1 事業推進費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事業推進費	5,336	0	5,336	13 委託料	5,336	議事録作成 336 不動産鑑定評価業務 5,000

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 予備費	100	0	100	予備費	100	

新病院設置に向けたスケジュール（案）

